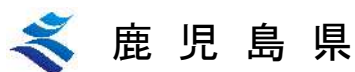


令和8年3月策定

かごしまの“食”交流推進計画 (第5次)

～地産地消を基本とした健全な食生活の実現のために～



かごしまの“食”交流推進会議

はじめに



私たちが生活していく上で、「食」は重要な命の源です。また、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

平成17年に食育基本法が制定されてから20年が経過する中で、食や農林漁業を取り巻く状況の変化や、食に関する国民の価値観やライフスタイル等の多様化が進展しています。

また、農業者の減少・高齢化が進展し、食料の多くを海外からの輸入に頼っていますが、世界の食料生産・供給は不安定化しています。

さらに、食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、生産者と消費者の関係が希薄化しています。

このような中、令和6年5月に改正された食料・農業・農村基本法では、消費者の役割が規定され、食料・農業・農村基本計画には、学校等での食育の強化や「大人の食育」の推進等の食育の推進が位置づけられたところです。また、県においては、「かごしまの食と農の県民条例に基づく基本方針」で、食育及び地産地消に関する施策を主要な施策の柱の一つとして位置づけているところです。

県民の食や農への関心や理解を深める観点からも食育は重要であり、国や県、市町村による取組とともに、学校・企業や地域の多様な関係者等と連携・協働し、食育・地産地消の取組を推進する必要があります。

本県では、これまで「地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の普及・定着」を目指して、かごしまの“食”交流推進会議を設立するとともに、「かごしまの“食”交流推進計画」を策定し、本県ならではの多彩な食文化を生かした取組や、県産農林水産物の良さを実感できる取組などを促進してまいりました。

今般、本県の食育・地産地消の更なる展開を図るため、関係機関・団体や地域で主体的に活動されている方々の御意見を踏まえ、計画の見直しを行い、第5次計画を策定しました。

この計画は、県の行動計画であることはもとより、県民の皆様や関係機関・団体が食育・地産地消に取り組まれる際の基本的な指針としても活用していただける内容となっております。

今後とも、県民の皆様とともに、「かごしまの“食”」を実現するための取組を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

令和8年3月

鹿児島県知事 塩田 康一
(かごしまの“食”交流推進会議会長)

目 次

I	計画の策定に当たって	
	第1章 計画策定の趣旨	1
	第2章 計画の性格	2
	第3章 計画の期間	2
II	「かごしまの“食”」を取り巻く現状と課題	
	第1章 「かごしまの“食”」の現状	3
	第2章 「かごしまの“食”」の課題	17
III	「かごしまの“食”」交流推進目標と施策の体系	19
IV	「かごしまの“食”」交流推進のための施策	21
V	計画の実現に向けて	26
VI	本県の関係計画・指針等との関係	27
VII	数値目標	28

《参考資料》

- ▼ 食育基本法……………29
- ▼ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 [六次産業化・地産地消費] (抜粋) ……36
- ▼ 「かごしま食と農の県民条例」に基づく基本方針 (抜粋) ……42
- ▼ かごしまの“食”交流推進会議設置要領……………43
- ▼ 食生活指針……………44
- ▼ かごしま版食事バランスガイド……………45
- ▼ 「かごしま生き生き食の日」の啓発資料……………47
- ▼ 「かごしまの味～伝えたい，広めたい，郷土の“食”～」紹介・48

I 計画の策定に当たって

第1章 計画策定の趣旨

高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増えています。また、人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食の拡大が進行する中で、食に関する価値観や暮らし方も多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増加しています。さらに、地域で育まれてきた伝統的な食文化の衰退も懸念されています。

こうした状況に対応するため、平成17年7月に「食育基本法」が施行され、本県においても、各場面で食育に関する取組が展開されてきております。

一方、食の海外依存による食料自給率の低下等により、南北600キロメートルに及ぶ広大な県土と豊かな自然の中で生産される県産農林水産物への期待は高まりつつあるところです。

このようなことから、「地産地消」を基本とした県民の健全な食生活の更なる普及・定着を進めるため、これまで推進してきた「かごしまの“食”交流推進計画（第4次：令和7年度）」の取組状況やその成果、最近の「食」を取り巻く環境なども踏まえて、推進目標や推進方策・施策の方向性等を示した「かごしまの“食”交流推進計画（第5次）」を策定します。

この計画における、「かごしまの“食”」とは、鹿児島島の新鮮で安心・安全な農林水産物及びそれを食材として積極的に活用する「健康で豊かな食生活」を指しています。

1 「健康な食生活」とは

- (1) 安心・安全な食材を活用した食生活
- (2) 多くの種類の食品を上手に組み合わせた食生活
 - ・栄養バランスのとれた食生活
 - ・食材の素材の特徴を生かした食生活
 - ・食品の機能性を生かした食生活
- (3) 欠食のない規則正しい食生活
- (4) 食材に関する正しい知識や調理法を生かした食生活

2 「豊かな食生活」とは

- (1) 四季の変化に応じた旬の県産農林水産物を味わえる食生活
- (2) 地域の伝統的な食文化を味わい、楽しめる食生活
- (3) 生産者との交流等により、食材や産地のイメージが描ける食生活
- (4) 「食」を通じたコミュニケーション豊かな食生活
- (5) 地域食材を生かした新しい料理・食品を楽しむ食生活

第2章 計画の性格

1 この計画は、「かごしま食と農の県民条例」に基づく基本方針を推進するためのものです。

また、「食育基本法（平成17年法律第63号）」第17条に基づく「鹿児島県食育推進計画」、及び「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）」の施策のひとつである「食育の推進」のための計画、さらに「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）」（以下、「六次産業化・地産地消法」という）第41条に基づく「鹿児島県農林水産物の利用の促進計画」として位置づけるものです。

2 この計画は、「健康かごしま21」、「かごしま子ども未来プラン2025」、「鹿児島県教育振興基本計画」、「鹿児島県消費者基本計画」などと密接な連携のもとに展開されるものです。

また、各種農林水産業の振興対策や「鹿児島県観光振興基本方針」、さらには「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」などとも連携を図りながら進めるものです。

3 この計画は、県民、関係機関・団体及び行政が、それぞれの役割を理解し、県民の健康で豊かな食生活を実現するため、主体的な取組や参加を促進するためのものです。

第3章 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢等の変化により、計画期間内においても必要に応じて見直しの検討を行うものとします。

Ⅱ 「かごしまの“食”」を取り巻く現状と課題

第1章 「かごしまの“食”」の現状

1 食生活の変化と県民の健康

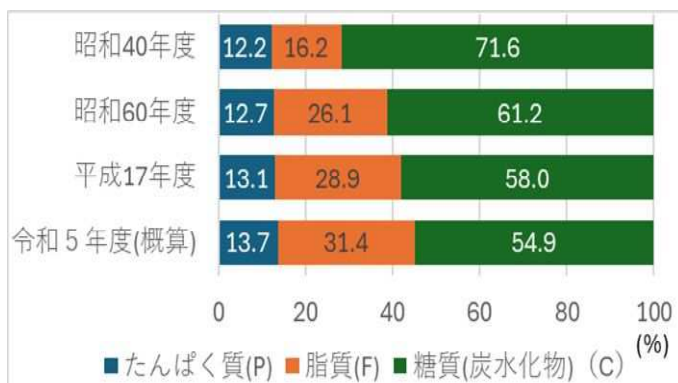
(1) 食生活の変化

ア 栄養摂取の状況

(ア) 栄養バランスの変化

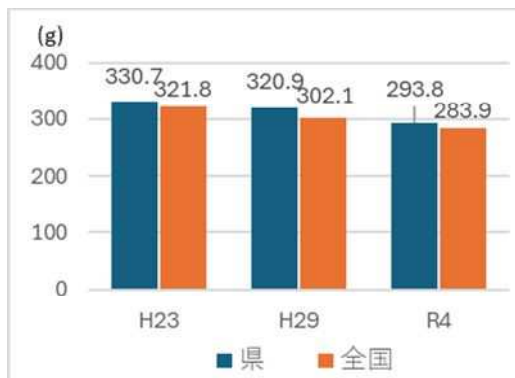
日本人の食生活は、従来から米食を中心としたものでしたが、昭和50年代には、米を中心に畜産物や果物等が加わり、栄養バランスのとれた望ましい食生活となりましたが、その後、食の欧米化が進み、PFC熱量比率は、たんぱく質や脂肪の占める割合が向上し、炭水化物の占める割合が低下しています。

○ たんぱく質、脂質、糖質（炭水化物）の供給熱量割合（PFC熱量比率）の推移（全国）

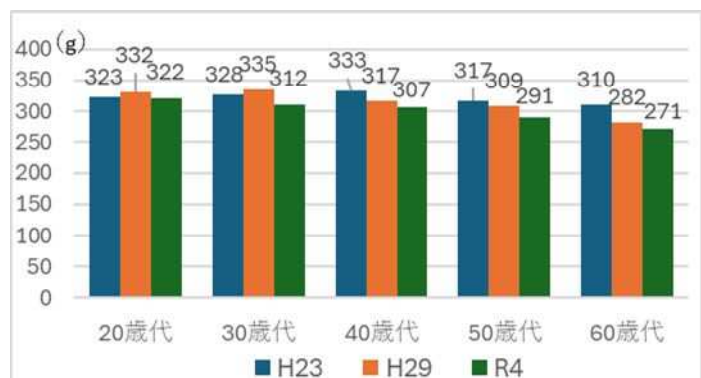


資料：食料需給表（農林水産省）

○ 米摂取量の推移（県，全国）



○ 年代別米摂取量の推移（全国）

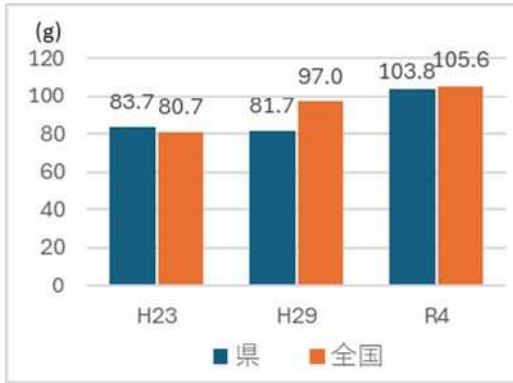


資料：県；県民の栄養状況実態調査(県健康増進課，平成23年度)

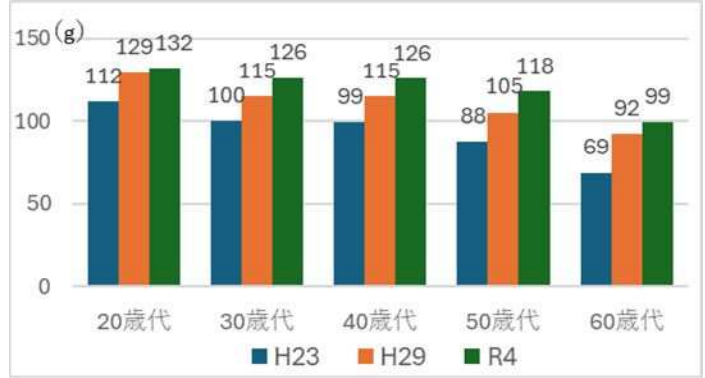
県民健康・栄養調査(県健康増進課，平成29，令和4年度)

国；国民健康・栄養調査(厚生労働省)

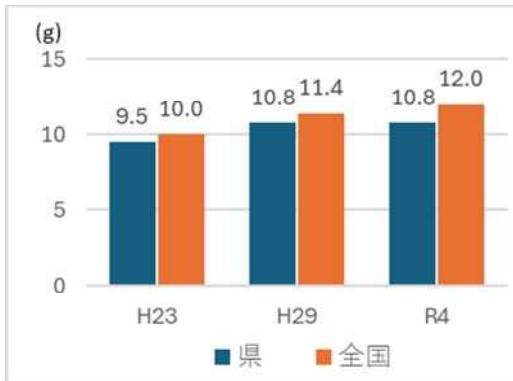
○ 肉類摂取量の推移（県，全国）



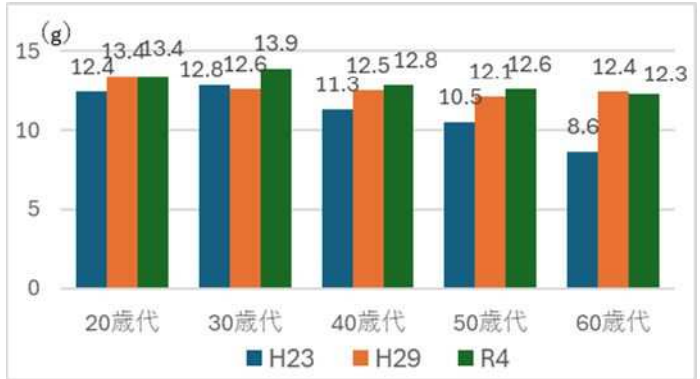
○ 年代別肉類摂取量の推移（全国）



○ 油脂類摂取量の推移（県，全国）



○ 年代別油脂摂取量の推移（全国）



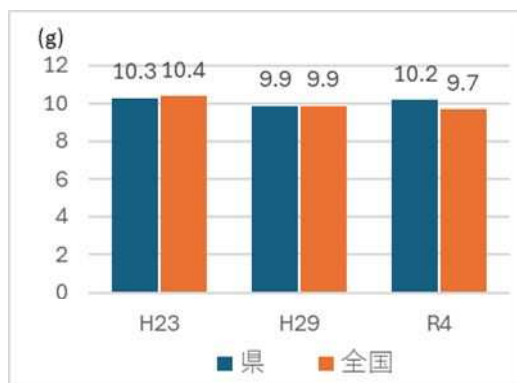
資料：県；県民の栄養状況実態調査(県健康増進課，平成 23 年度)
 県民健康・栄養調査(県健康増進課，平成 29，令和 4 年度)
 国；国民健康・栄養調査(厚生労働省)

(イ) 食塩・野菜・果物の摂取量

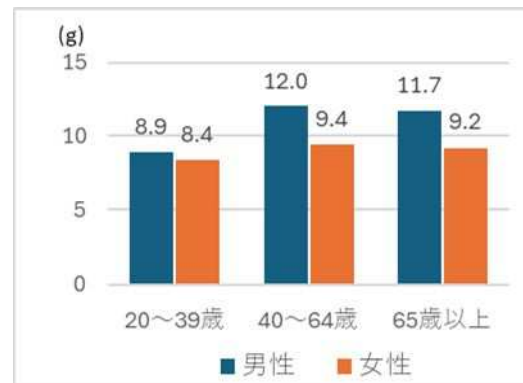
1日当たりの食塩摂取量は，近年 10g 前後で推移し，国の食育推進基本計画（第 4 次）で設定されている目標値（8g 未満）に達していません。

令和 4 年度を年代別，性別にみると，40～64 歳の男性が最も多く摂取しており，いずれの年代でも目標値より多く摂取している状況です。

○ 食塩摂取量の推移（県，全国）



○ 年代別・性別食塩摂取量（R4 県）

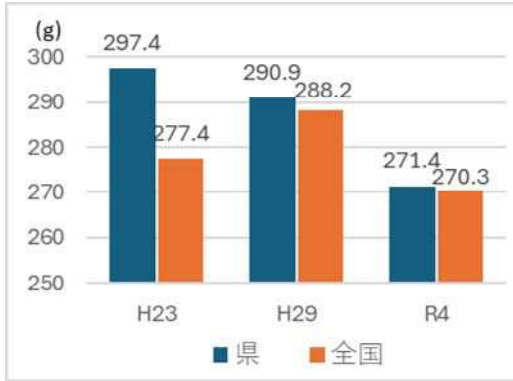


資料：県；県民の栄養状況実態調査(県健康増進課，平成 23 年度)
 県民健康・栄養調査(県健康増進課，平成 29，令和 4 年度)
 国；国民健康・栄養調査(厚生労働省)

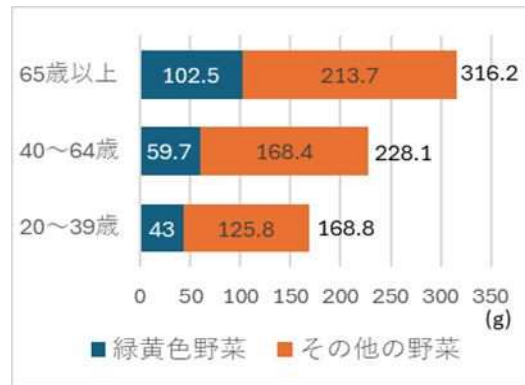
1日当たりの野菜摂取量は、本県は全国の水準を上回っていますが、令和4年度は271.4gと目標値(350g)には達していません。

令和4年度を年代別にみると、20～39歳の若い年代の摂取が少ない傾向です。

○ 野菜摂取量の推移(県, 全国)

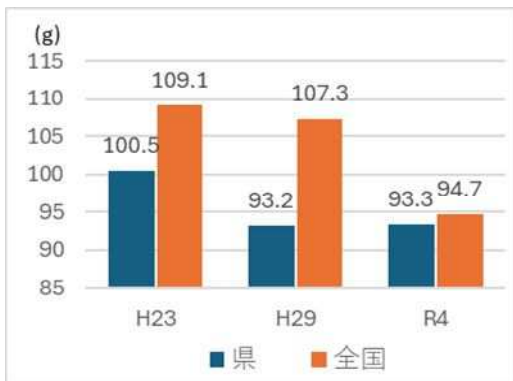


○ 年代別野菜摂取量(R4県)



資料：県；県民の栄養状況実態調査(県健康増進課，平成23年度)
 県民健康・栄養調査(県健康増進課，平成29，令和4年度)
 国；国民健康・栄養調査(厚生労働省)

○ 果物摂取量の推移(県, 全国)



1日当たりの果物摂取量は、本県は全国よりも少なく、令和4年度は93.3gと目標値(200g)には達していません。

資料：県；県民の栄養状況実態調査(県健康増進課，平成23年度)
 県民健康・栄養調査(県健康増進課，平成29，令和4年度)
 国；国民健康・栄養調査(厚生労働省)

イ 食習慣の状況

(ア) 「食生活指針」の実践度

国が公表している「食生活指針^(注1)」の主な項目である「バランスのよい食事を実践している人」については、令和7年度に実施した県の調査では67.3%の人が実践しており、徐々に減少しています。

○ 主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合の推移(全国)(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	36.4	37.7	40.6	38.2	36.8
若い世代 [※]	27.4	29.8	28.4	28.3	23.3

資料：食育に関する意識調査(農林水産省)^(注2) 注：若い世代は20～39歳が対象

○ 主食，主菜，副菜を基本にバランスのよい食事を実践している人の割合の推移（県）（単位：％）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
77.6	75.0	75.6	74.2	73.8	67.3

資料：県政モニターアンケート調査^(注3)（県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室）

注1 「食生活指針」とは、
平成12年に当時の文部省，厚生省，農林水産省の3省が共同で策定・公表した食生活に関する基本的な指針のこと。

注2 食育に関する意識調査（農林水産省）
○調査対象者：全国に居住する20歳以上の方から無作為抽出
○調査対象者数 5,000人

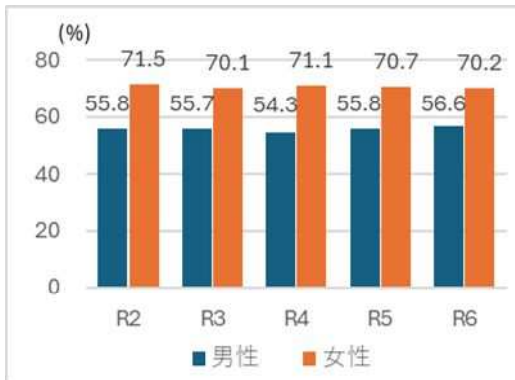
注3 県政モニターアンケート調査
○調査対象者：県内に居住し，モニターとして委嘱した方
○調査対象者数 200人

（イ）朝食

令和6年度の職場健診調査（県内）では，20～30歳代で週5日以上朝食を食べている人の割合は男性で約57％，女性で約70％と，男性の半数近くは週に3日以上朝食を食べていないという結果となっています。

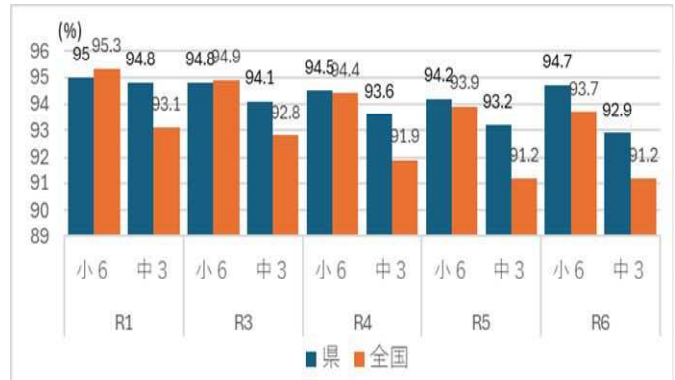
朝食を摂る児童生徒の割合は，90％以上の高い水準で推移しています。令和6年度は小学校，中学校とも全国を上回っています。

○ 20～30歳代の朝食の摂取状況



資料：職場健診アンケート（県厚生連健康管理センター）

○ 小・中学生の朝食の摂取状況（県，全国）



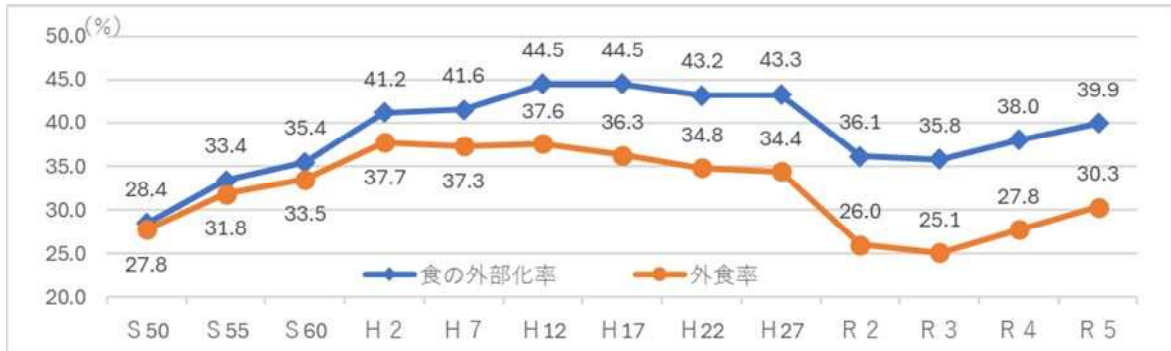
資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(ウ) 外食・中食

国の外食率，食の外部化率の調査結果によると，コロナ禍の令和2年に，外食，中食ともに大幅に減少後，徐々に増加しています。

調査を開始した昭和50年と比較して，令和5年の外食利用率は1.1倍，中食を含めた食の外部化率は1.4倍となっています。

○ 全国における外食率，食の外部化率の推移



資料：公益社団法人食の安全・安心財団ホームページ

食の外部化率 = (料理品小売業市場規模 (弁当給食分を除く) + 外食産業市場規模) / 全国の食料・飲料支出額

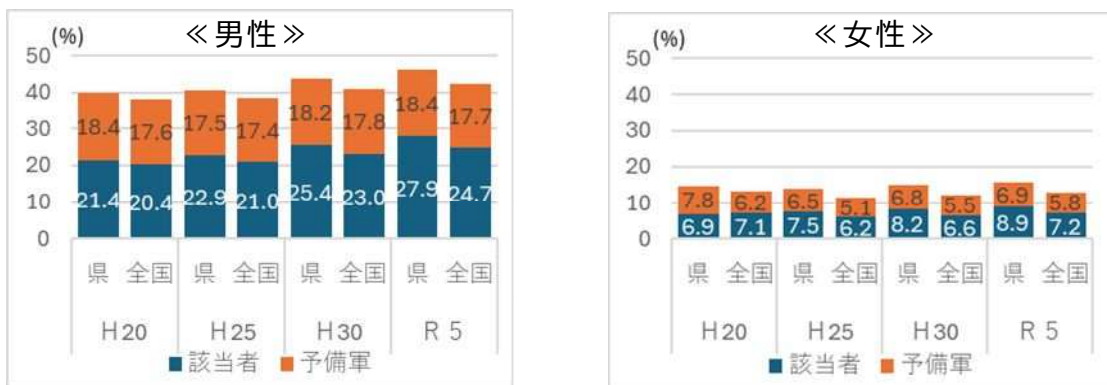
外食率 = 外食産業市場規模 / 全国の食料・飲料支出額

(2) 県民の健康

ア メタボリックシンドロームの状況

メタボリックシンドローム該当者と予備群の合計は，増加の傾向で，男女ともに全国と比較して，高い状況にあります。

○ メタボリックシンドローム該当者・予備群の推移 (県，全国)



資料：特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ (厚生労働省)

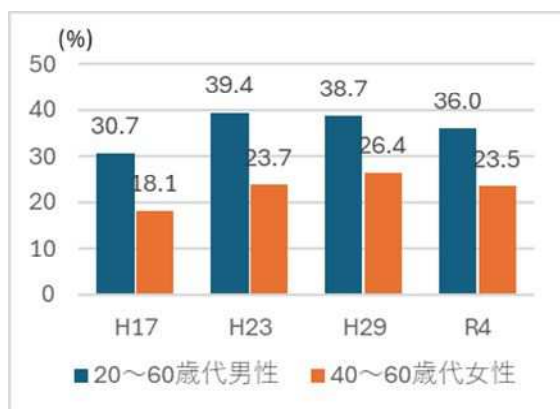
イ 「肥満」と「やせ（痩身）」の状況

(ア) 成人の「肥満」と「やせ」の割合

「肥満」の割合は、20～60歳代男性，40～60歳代女性ともに若干減少しました。
20～30歳代女性の「やせ」の割合は，女性全体と比較して高く推移しています。

○ 肥満の割合の推移

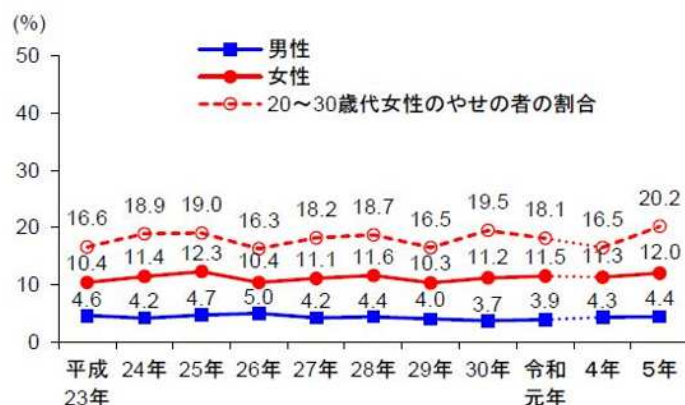
(県，20～60歳代男性，40～60歳代女性)



資料：県民の栄養状況実態調査(県健康増進課，平成17，23年度)，県民健康・栄養調査(県健康増進課，平成29，令和4年度)

○ やせの割合の推移 (全国，20歳以上)

(BMI < 18.5 kg/m²)



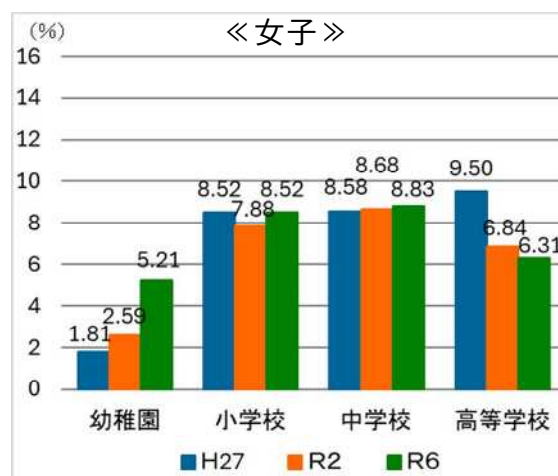
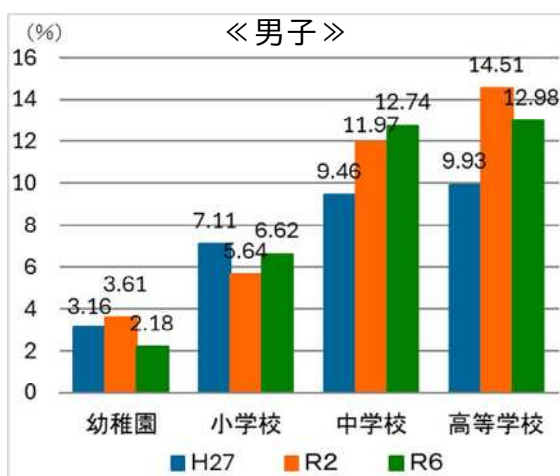
資料：国民健康・栄養調査(厚生労働省)

(イ) 肥満傾向児及び痩身傾向児の割合

令和6年度における本県の肥満傾向児の割合は，男子では中学校と高等学校で高く，女子は小学校，中学校で高い傾向です。

痩身傾向児の割合は，男子では高等学校で最も高く，女子は中学校で高い傾向です。

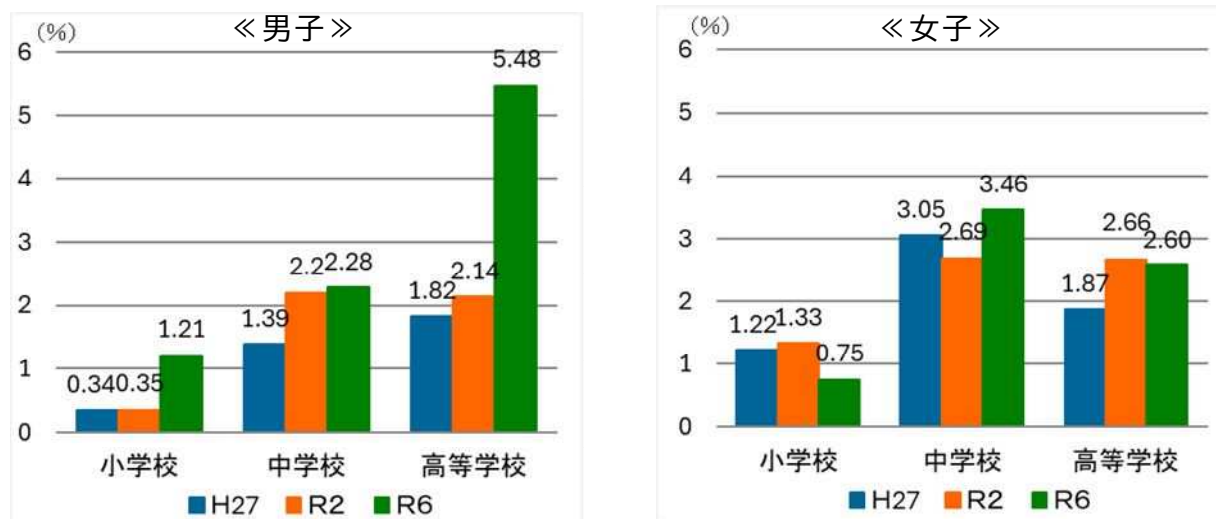
○ 肥満傾向児の割合の推移 (県)



幼稚園（5歳），小学校（8歳），中学校（13歳），高等学校（16歳）の者について掲載

資料：全国学校保健統計調査（文部科学省）

○ 痩身傾向児の割合の推移（県）



小学校（8歳），中学校（13歳），高等学校（16歳）の者について掲載
資料：全国学校保健統計調査（文部科学省）

2 農林水産業体験の機会

(1) 交流・体験施設，体験民宿の設置状況

本県の農山漁村においては，多様な資源を生かした農林漁業者と消費者との交流や農林漁業等の体験を展開するため，市民農園や農林漁業体験民宿などの交流・体験施設が県内各地に設置されています。

○ 交流施設等の施設数の推移（県）

区分	総合交流施設	市民農園	農林漁業体験民宿	農林漁業体験施設
平成 22 年度	89	39	38	58
平成 26 年度	96	40	114	49
令和 元 年度	97	38	182	55
令和 5 年度	91	35	160	51

資料：県農村振興課調べ

(2) 農林水産業体験の実施状況

○ 農林水産業体験学習の実施状況の推移（県）



令和6年度において農林水産業体験学習を公立小学校で97.3%，公立中学校で82.9%実施しています。

【主な体験の内容】

農産物の植付け・収穫体験，しいたけ栽培体験，搾乳体験，漁業体験 等

資料：県教育庁義務教育課調べ

3 本県の農林水産物の生産・流通状況

本県は、農業産出額が全国第2位（令和5年）、漁業産出額は全国5位（令和5年）に位置し、食料供給基地として全国へ農林水産物を供給しています。特に、鹿児島黒牛やかごしま黒豚等の畜産物、温暖な気候と広大な畑地を生かした耕種作物、鹿児島湾をはじめとした豊かな漁場で生産される水産物は、「かごしまブランド」産品や「かごしま旬のさかな」を始めとして、流通関係者や消費者から高い評価を得ています。

本県の農林水産物の産出額の動向を品目別に見ると、肉用牛や鶏卵、ブロイラーの畜産物が大きく増加している一方、米、林産物が大きく減少してきています。

○ 本県産食用農林水産物の産出額の推移 （単位：億円、％）

区分	平成20年 (a)	平成25年	平成30年	令和5年 (b)	比較 (b/a)
米	261	241	211	173	66.3
野菜	602	601	677	573	95.2
果実	94	92	106	112	119.1
肉用牛	788	880	1,266	1,208	153.3
豚	739	695	806	910	123.1
鶏卵	234	266	263	439	187.6
ブロイラー	509	539	693	1,067	209.6
林産物	41	32	32	29	70.7
水産物	814	766	763	768	94.3

資料：〔農産物・畜産物〕生産農業所得統計（農林水産省）

〔林産物〕特用林産物生産統計調査（農林水産省）

〔水産物〕農林水産統計年報（農林水産省）

注1：野菜は「青果用さつまいも」「ばれいしょ」を含む県推計値

注2：林産物は「たけのこ」「食用きのこ類」「樹実類」「山菜等」を抽出

注3：水産物は内水面を除く

4 地産地消への取組状況

(1) 外食産業（かごしま地産地消推進店）における地産地消

県では、県産農林水産物を積極的に活用している飲食店等を「かごしま地産地消推進店」として登録しており、登録店数は、令和7年度末現在875店となっています。
各店舗の地産地消メニューなどを県ホームページ等で紹介しています。

○ かごしま地産地消推進店登録数の推移

区 分	令和2年度末累計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	全登録数*
登録店	793	12	53	3	11	3	875
内 訳	飲食店	577	10	51	3	10	654
	ホテル・民宿	80	1			1	82
	その他*	136	1	2			139

資料：県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室調べ

注1：全登録数：令和7年11月末時点での累計登録数

注2：その他：弁当宅配，惣菜製造・販売，量販店，直売所など

(2) 学校給食における地産地消

学校給食における県産農林水産物の活用状況は、米と牛乳が県内産であるほか、肉、魚介類が高い割合で活用されています。

また、野菜，果実類等は季節変動があるものの、全体では、県内産の食材が約6割活用されています。

なお、地域産物の学校給食での活用について、JAや地域食材を供給する生産組織との連携等の取組が行われています。

○ 学校給食における主な食材の県内産活用状況（重量割合）の推移（単位：％）

区 分	26年6月	27年1月	元年6月	2年1月	6年6月	7年1月
肉 類	84.3	96.2	78.2	91.2	93.5	92.4
魚 介 類	70.2	89.8	70.5	93.1	63.6	92.8
卵 類	80.0	86.5	72.3	72.1	68.7	65.8
いも類・野菜類	52.4	78.6	51.6	76.8	38.3	73.3
果 実 類	30.2	85.5	39.0	89.9	29.9	50.4
そ の 他	51.3	70.3	53.5	74.9	18.3	62.4
計	57.7	81.2	56.7	80.7	51.3	75.3
県内産使用割合	約70％		約69％		約61％	

資料：県教育庁保健体育課調べ

注1：全市町村の栄養教諭等が在籍する共同調理場及び単独校調理場

注2：調査時期は毎年度6月の第3週（5日間），1月の学校給食週間（5日間）

注3：その他は豆類，豆製品，乳製品，藻類，きのこ類などが含まれる。

注4：米については県内産を使用

○ 学校給食へ地域食材を供給する生産組織数の推移

調査年度	平成 22 年度	平成 26 年度	令和元年度	令和 6 年度
組織数	76	93	108	67
市町村数	34	33	33	27

資料：県教育庁保健体育課調べ

(3) 直売所等における地産地消

県内の農産物直売所は、令和 5 年度の事業体数が 460 事業体と減少している一方、年間販売金額は約 321 億円と増加しています。

○ 本県の地産地消関連事業の状況の推移 (単位：事業体, 百万円)

		平成 24 年	平成 29 年	令和 2 年	令和 5 年
農産物直売所	事業体数	490	500	500	460
	年間販売金額	20,212	28,100	24,997	32,172
水産物直売所	事業体数	40	40	40	50
	年間販売金額	2,161	2,897	2,074	2,509
観光農園	事業体数	180	100	60	60
	年間販売金額	493	408	348	495
農家レストラン	事業体数	40	50	50	50
	年間販売金額	1,216	1,421	1,118	1,539

資料：6次産業化総合調査（農林水産省）

(4) 地産地消推進サポーターの登録状況

県では、本県農林水産業や県産農林水産物について口コミやブログ・SNS、授業等を通じて積極的に情報発信を行う県民を「地産地消推進サポーター」として登録しており、令和 7 年度末現在で 693 人が登録されています。

○ 地産地消推進サポーター登録数の推移 (単位：人)

令和 2 年度末累計	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度末累計
669	7	1	9	4	3	693

資料：県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室調べ

5 食に関する意識

(1) 食育への関心度

食育に関心がある人の割合は、国では80%前後で、県では90%前後です。性別、年代別で見ると、男女ともに20歳代が最も低くなっています。

○ 食育への関心度の推移（県，全国）

食育に「関心がある」＋「どちらかといえば関心がある」と答えた人の割合（単位：％）

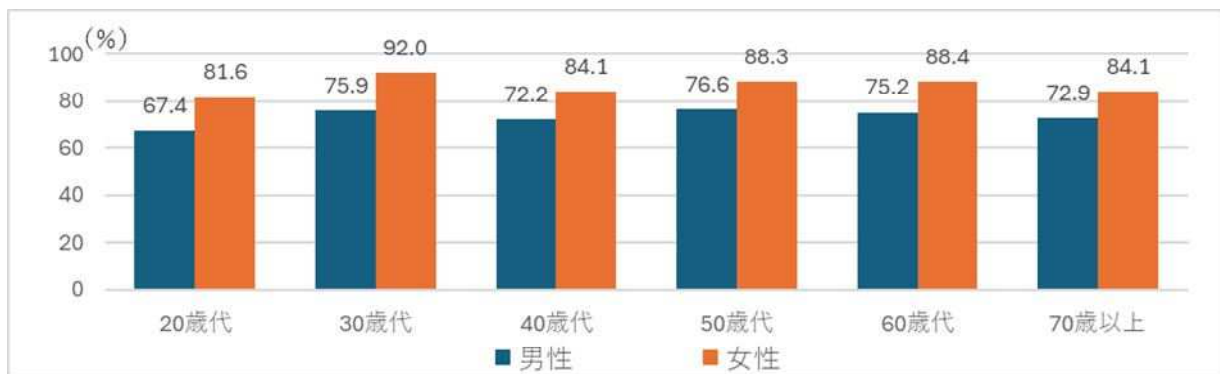
	平成23年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全国	72.3	83.2	79.6	78.9	78.1	80.8	-
県	91.4	90.2	90.3	92.6	93.5	88.5	91.3

資料：国：食育に関する意識調査（農林水産省）

県：県政モニターアンケート調査（県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室）

○ 性別・年代別の食育への関心度（全国）

食育に「関心がある」＋「どちらかといえば関心がある」と答えた人の割合



資料：食育に関する意識調査（農林水産省，令和6年度）

(2) 食文化の伝承に対する関心度

「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している人の割合」は、国の調査では、令和6年度が約45%と横ばいで推移し、県の調査では、令和6年度が88.5%、令和7年度が81.5%と低下しています。

○ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、 伝えている国民の割合（全国）

（単位：％）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
50.4	43.9	44.0	44.7	44.8

資料：食育に関する意識調査（農林水産省）

○ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している 人の割合（県）

（単位：％）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
50.4	78.4	88.1	86.5	88.5	81.5

資料：県政モニターアンケート調査（県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室）

県では食文化の継承を推進するため、本県を代表する郷土料理等を「かごしまの味」として選定し、「鹿児島県全域」で18品目、独自の食文化のある「奄美地域」で10品目制定し、幅広く周知・啓発しています。

○ 代表的な「かごしまの味」

≪鹿児島県全域≫

がね



画像提供：NPO法人 霧島食育研究会

豚骨



画像提供：今村学園ライセンスアカデミー

豚汁



画像提供：NPO法人 霧島食育研究会

≪奄美地域≫

鶏飯



画像提供：(公社)全国学校栄養士協議会

豚みそ



黒糖



(3) 地産地消に対する意識

国の調査では、産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民は約68%で減少傾向です。

県の調査では、食品を購入する際、80%前後の消費者が県産農林水産物を意識して購入または活用しています。

○ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合(全国) (単位：%)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
73.5	74.8	69.8	67.4	67.5

資料：食育に関する意識調査(農林水産省)

○ 意識して県産農林水産物を購入する人の割合(県) (単位：%)

平成27年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
75.1	84.2	79.1	81.0	84.4	79.2	77.1

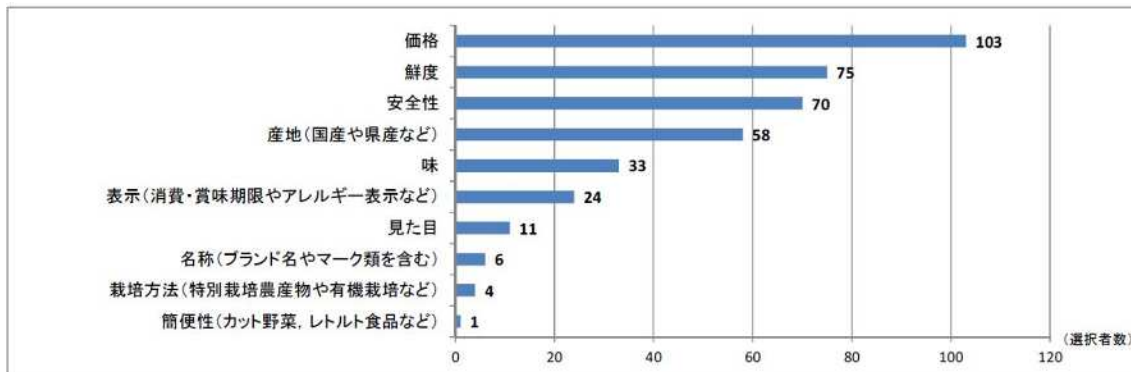
資料：県政モニターアンケート調査(県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室)

(4) 安心・安全に対する意識

県の調査結果によると、食品を購入する際の判断基準として「価格」、「鮮度」、「安全性」を優先する人が多いです。

また、37%の人が日常の生活の中で食に対して不安を感じており、その要因として、「加工食品の原材料」、「化学農薬及び化学肥料の使用」を掲げた人が多い状況にあります。

○ 食品を購入する際の判断基準（上位3つ以内選択）



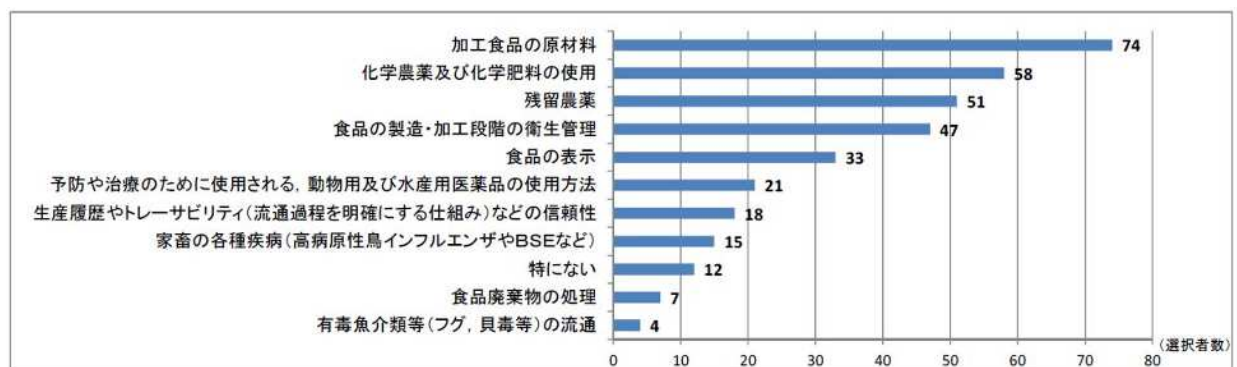
資料：県政モニターアンケート（令和6年度，県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室）

○ 日常生活での食に対しての不安の有無



資料：県政モニターアンケート（令和6年度，県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室）

○ 食品の生産から流通の中で不安を感じたり信頼できないと感じること（上位3つ以内選択）



資料：県政モニターアンケート（令和6年度，県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室）

(5) 食品ロスに対する意識

令和6年度をみると、国の調査では、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合は74.9%となっています。

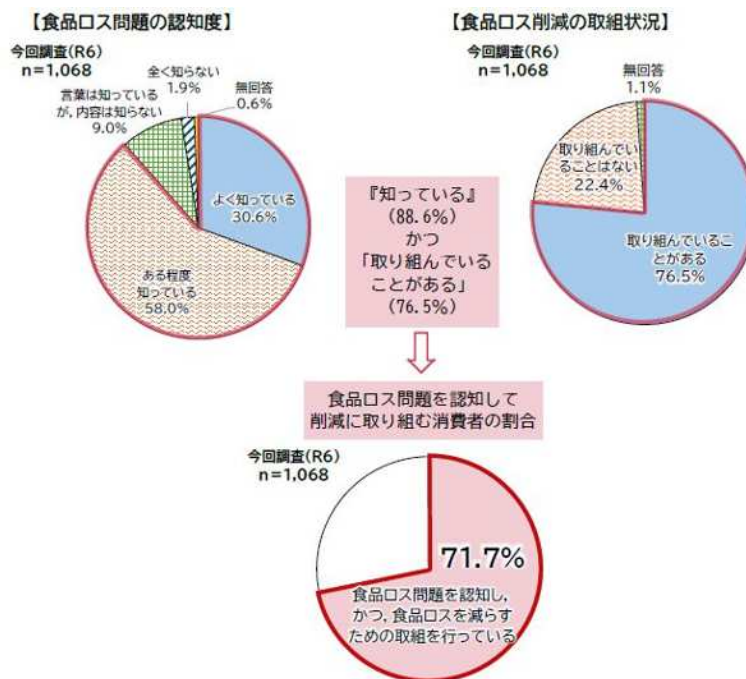
県の調査では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合は71.7%となっています。

○ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合（全国）（単位：％）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
76.5	76.6	78.3	76.9	76.7	74.9

資料：国：消費者の意識に関する調査（消費者庁，R1～R3）
消費者生活意識調査（消費者庁，R4～）

○ 食品ロス問題の認知度・食品ロス削減の取組状況（県）



資料：令和6年度消費者教育等に関する意識調査（県消費者行政推進室）

6 食育の推進に関わるボランティア数

食育の推進に関わるボランティア数は、新型コロナウイルス感染症の影響や高齢化による辞退・活動停止などにより減少しています。

○ 食育の推進に関わるボランティア数の推移（単位：全国：万人，県：人）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全国	36.2	34.3	33.1	32.3	30.5	-
県	10,140	10,012	9,733	9,386	9,268	9,256
食生活改善推進員	2,097	1,970	1,890	1,730	1,683	1,596

資料：国：都道府県調査，日本食生活協会調査

県：市町村調査（県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室），鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会調査

第2章 「かごしまの“食”」の課題

第5次計画においては、地産地消を基本とした県民の健全な食生活の実現に向けて、「かごしまの“食”」の現状を踏まえ、これまで取り組んできた活動の成果等を評価・分析した結果、次の5つの取組を進める必要があることが明らかとなりました。

1 健全な食生活の普及促進

- ・ 単身世帯や共働き世代が増加するなどの生活環境の変化に伴い、食に関する経済性志向、簡便化志向も上昇傾向にあり、食生活の在り方が大きく変化しています。
- ・ 食生活の栄養バランスは、若者における野菜類・果実類の摂取減少、中高年における米の消費減少や肉類・油脂類の消費増加など「大人」の栄養バランスに乱れが生じています。
- ・ また、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少が進んでいません。
- ・ このような中、とりわけ自ら食を選び始める世代である大学生などの若い世代や単身世帯・共働き世代などの働き世代の健全な食生活の実現のため、消費行動の変容につながる食環境づくりに向けて取り組む必要があります。

2 子供から高齢者までのライフステージに応じた食育の推進

- ・ 高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸のために、生涯にわたって健全な心身を培うには、ライフステージや多様な暮らしに対応した、切れ目のない生涯を通じた食育の推進が必要です。
- ・ 具体的には、「家庭」，「学校，保育所等」，「地域」の場面毎に食育を推進する必要があります。

3 かごしまの多様な食文化の継承活動の推進

- ・ 本県は、南北600キロメートルに及ぶ広大な県土と豊かな自然を有し、各地域に多様な食文化が築かれており、地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している県民の割合は増加しています。
- ・ 共働きや単身世帯の増加など社会構造の変化や食の外部化などライフスタイルの変化により、伝統的な食文化の継承は一層難しくなっており、引き続き、食育活動を通じて郷土料理、行事食、食事の作法など伝統的なかごしまの食文化の保護・継承を推進する必要があります。

4 県産農林水産物の利活用の推進

- ・ 都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、県民の食卓と農の現場の距離が遠くなる中、地産地消の取組を推進するためには、県民が生産現場への理解を深める必要があります。そのためには、生産者と消費者の一層の交流を促進する必要があります。
- ・ 県民の農林水産業への理解促進につながるよう、県産農林水産物に関する情報を積極的に情報発信する必要があります。
- ・ 学校給食においては、地場産物等の安定的な供給や活用を促進するとともに、学校給食を通じて、児童生徒が地域の農林水産業や食文化等への理解を深められるよう取り組む必要があります。
- ・ 飲食店や販売店等、食に関わる企業等においても、県産農林水産物を積極的に活用するとともに、その魅力を情報発信する「地産地消の応援団」となってもらふ必要があります。

5 食の安心・安全及び環境に配慮した取組の促進

- ・ 消費者の食品の安全や健康に対する意識は高まり、食品の分かりやすい表示に対する要求も強くなってきています。
- ・ 環境問題への関心やSDGsの機運が高まり、環境等に配慮して生産・製造された農林水産物・食品の選択や食品ロスの削減が重要となっています。

6 各関係機関・団体等における取組の促進

- ・ 食育・地産地消の取組を更に効果的に進めるため、「かごしまの“食”交流推進会議」を中心に民間団体、行政が一体となった推進体制を強化して取り組む必要があります。
- ・ 具体的には、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、食育推進ボランティア等、食育に係る多様な関係者が主体的かつ多様に連携・協働した取組を展開する必要があります。
- ・ 地域での食育推進活動の中核的役割を担うことが期待されている食育推進ボランティアは、近年の人口減少や高齢化等の影響により、その数が減少していることから、地域段階で食育を支援する組織の育成や人材の確保を図る必要があります。
- ・ 大規模な自然災害等の発生に備え、地方公共団体、民間団体等における食品の備蓄に加えて、各家庭での食品の備蓄も求められています。

Ⅲ 「かごしまの“食”」交流推進目標と施策の体系

「地産地消を基本とした健全な食生活の実現」を図るため、これまでの取組成果等を踏まえ、「かごしまの“食”」の現状と課題を十分に認識し、生産者、消費者、流通関係者、観光関係者、学校関係者、関連企業、行政機関等が一体となって、「かごしまの“食”」の推進に取り組みます。

推進に当たっては、5年後を見据えて、めざす姿のイメージを基本目標として掲げます。

さらに、各関係機関・団体等と検討を重ね、目標に向けた5つの推進方策と主な施策を整理するとともに、「かごしまの“食”交流推進会議」食育・地産地消推進部会構成団体等の取組について記載します。

1 基本目標（めざす姿）

「地産地消を基本とした健全な食生活の実現」

本県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かし、すべての県民が農林水産業を理解し、食に対する正しい知識の習得により、健全な食生活を実現している姿を目指します。

2 「かごしまの“食”」交流推進のための推進方策と施策

< 推 進 方 策 >

< 施 策 >

【ライフステージに合わせた食育の推進】

- | | |
|----------------------|--|
| 1 家庭における「食育」の推進 | (1) 子どもの基本的な生活習慣の形成
(2) 望ましい食習慣や知識の習得 |
| 2 学校、保育所等における「食育」の推進 | (1) 就学前の子どもに対する「食育」の推進
(2) 学校における「食育」の充実
(3) 学校給食等を活用した「食育」の推進 |
| 3 地域における「食育」の推進 | (1) 食育推進ボランティア、NPO法人、企業等多様な主体による「食育」の推進
(2) 生涯を通じた切れ目のない「食育」の推進
(3) 本県の多様な食文化の継承活動への支援 |

【効果的に食育を推進するための取組】

- | | |
|-------------------------|--|
| 4 生産者と消費者の交流による地産地消の推進 | (1) 食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大
(2) 地産地消の推進
(3) 地産地消を応援する者の確保と活動への支援 |
| 5 食の安心・安全及び環境に配慮した取組の推進 | (1) 食の安心・安全に関する取組の推進
(2) 環境に配慮した取組の推進 |

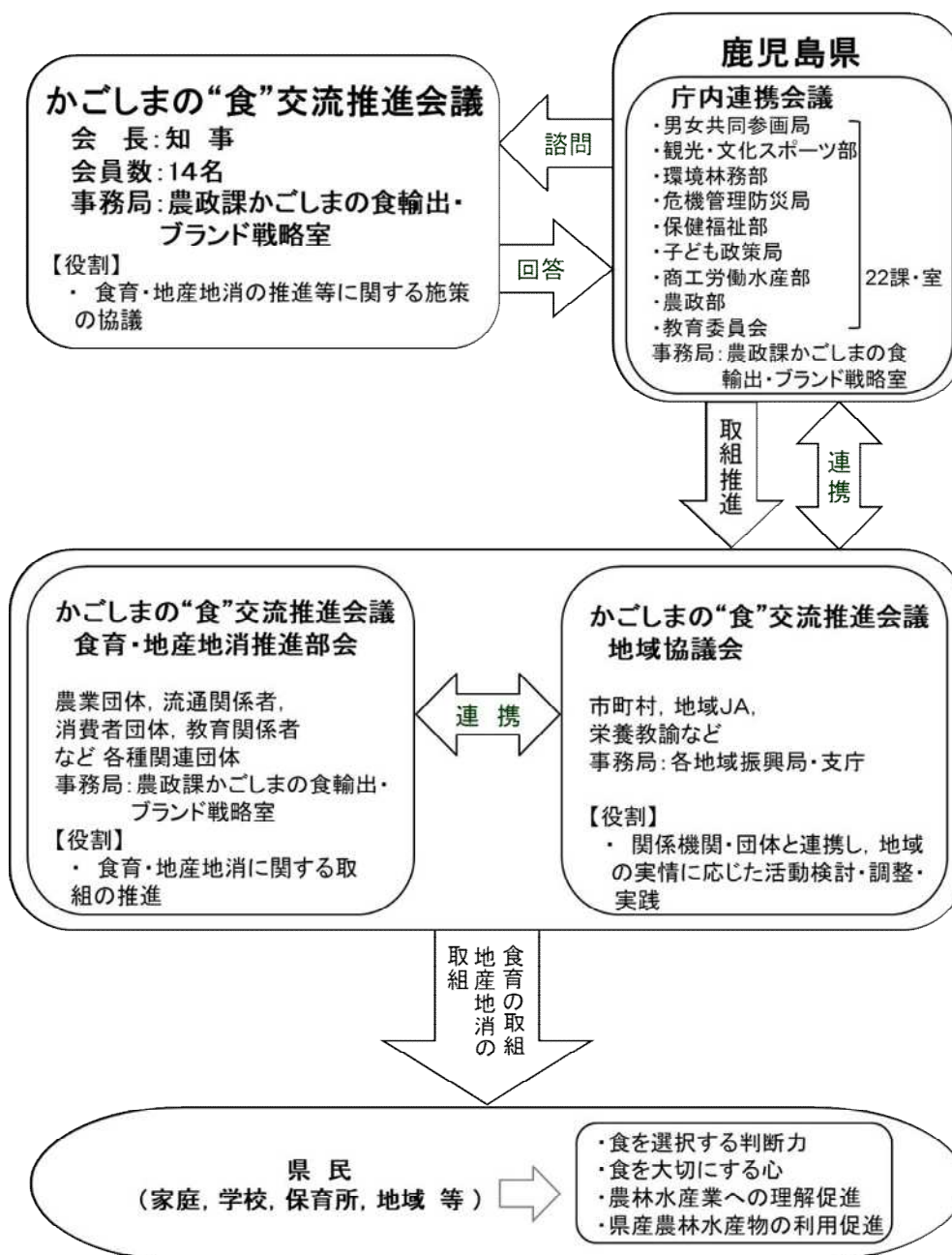
これらの推進方策に取り組むことにより、県民の健全な食生活の実現、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承、環境と調和のとれた持続可能な食料生産と消費の実現などが実現され、SDGsの達成に寄与するものと考えます。

3 推進体制

「地産地消を基本とした健全な食生活」を実現するためには、県民をはじめ生産者、流通関係者、栄養・医療関係者、学校・保育所関係者、観光関係者及び行政機関などが相互に連携を取りながら一体となって取り組む必要があります。

このため、「食」に関する各分野の代表者などからなる「かごしまの“食”交流推進会議」等を中心に、県内の各地域協議会と連携を図り取組を推進します。

かごしまの“食”交流推進計画(第5次)の推進体制



Ⅳ 「かごしまの“食”」交流推進のための施策

基本目標である「地産地消を基本とした健全な食生活の実現」を図るための5つの推進方策毎に、主要な施策や、「かごしまの“食”交流推進会議」食育・地産地消推進部会構成団体等による取組例について記載します。

なお、施策毎の具体的な推進に当たっては、かごしまの“食”交流推進会議が、県及び各関係機関・団体等間で毎年度情報の共有を行い、連携を図ります。

1 家庭における「食育」の推進

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきました。

家庭においては、基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要です。特に子供にとっては、保護者の影響が大きいいため、子供と保護者が一緒になって行動することが重要です。

なかでも、朝食を食べる習慣には、規則正しい就寝・起床などの基本的な生活習慣の影響が考えられます。

家族構成の変化やライフスタイル、働き方の多様化等により、家庭での健全な食生活を実践することが困難な場面が増える中で、食生活の基盤となる家庭において食育の実践につながるよう、親子で学ぶ機会の提供を促進するなど、学校等と家庭・地域等との連携・協働の下、地域の実情に応じた家庭教育支援を推進します。

< 施策 >

(1) 子どもの基本的な生活習慣の形成

ア 「早寝早起き朝ごはん」運動等による、食事の重要性や質、食べ方などに関する普及啓発

(2) 望ましい食習慣や知識の習得

ア かごしま版食事バランスガイドや食生活指針の普及・啓発

イ 「世代別応援プログラム」の活用促進

ウ 市町村における乳幼児健診や育児教室等での乳幼児の栄養に関する情報提供、啓発

< 食育・地産地消推進部会構成団体等の取組 >

- P T A等による研修会や広報等を通じた朝食の大切さ、郷土食等に関する保護者への意識啓発
- 各種団体による親子料理教室の開催

2 学校、保育所等における「食育」の推進

社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所等における食育の推進が重要となっています。

学校においては、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間等、農林漁業体験の機会の提供等を通じた積極的な食育の推進を図ります。

また、幼稚園・保育所等では、成長や発達段階に応じて、健康な生活を基本とし、望ましい食習慣を身につけるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、取組を推進します。

さらに、自ら食を選び始める世代の食生活の向上を目指し、大学等で食や農に関する様々な学びの機会を提供する取組を促進します。

<施策>

- (1) 就学前の子どもに対する「食育」の推進
 - ア 保育園、幼稚園等における豊かな食体験の取組促進
- (2) 学校における「食育」の充実
 - ア 栄養教諭の配置
 - イ 栄養教諭等を中核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育の推進
 - ウ 食育に携わる指導者を対象とした指導力向上研修会の実施
 - エ 児童生徒・学生等を対象とした食や農に関する体験機会や学習の場の提供
- (3) 学校給食等を活用した「食育」の推進
 - ア 「鹿児島をまるごと味わう学校給食」等による地場産物を活用した食育の推進

<食育・地産地消推進部会構成団体等の取組>

- 県保育連合会等による保育園児等を対象とした農林水産業体験の実施
- JA青年部・女性部等による農産物の一連の生産過程を体験するめぐりスクールの実施支援、出前授業等の実施
- 栄養教諭による自主的な研修会の開催
- 県学校給食会等による食育に関する指導資料の作成・貸し出し



指導力向上のための「食と農の指導者研修」 県内学生等を対象としたアイデアコンテスト

3 地域における「食育」の推進

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、人生の各段階に応じた継続性のある食育の推進が重要です。

食育推進ボランティアやNPO法人、企業や生産者等多様な主体と連携し、家庭・学校だけでなく、職場や公民館をはじめとした地域において、食育の取組を進めます。

様々な関係者の中で幅広い連携・協働の取組を通じて、「大人の食育」を推進します。

災害時においても各個人に合った形で十分な食事を摂取するための備蓄の重要性や地域の食文化の継承に向けた郷土料理の周知・啓発を図ります。

< 施策 >

- (1) 食育推進ボランティア, NPO法人, 企業等多様な主体による「食育」の推進
 - ア 食育推進ボランティアの活動促進のための専門家の登録・紹介
 - イ 先進的な食育活動に取り組む団体等の紹介
 - ウ 子ども食堂の継続的な運営を支えるための拠点づくりや開設への支援, 企業・団体とのマッチングイベントの開催
 - エ 「かごしま食の健康応援店」の登録
- (2) 生涯を通じた切れ目のない「食育」の推進
 - ア 思春期のやせや肥満, 望ましい食生活の在り方等を含めた思春期教育の実施
 - イ 若い世代や働き世代を対象とした「大人の食育」の取組推進
 - ウ 高齢者を対象としたフレイル及びオーラルフレイル予防の推進
 - エ かごしま健康イエローカードキャンペーンの展開
 - オ 健康づくりのための食生活情報の提供
 - カ 県産農林水産物の栄養特性・機能性等の情報発信
 - キ 「かごしま生き生き食の日」, 「食育の日」, 「食育月間」を活用した食育活動の促進
 - ク 災害時の食の備え等に関する情報発信
- (3) 本県の多様な食文化の継承活動への支援
 - ア 食文化の継承に向けた地域の食材や料理の普及・継承及び作法の普及
 - イ 食育に携わる指導者等への「かごしまの味」の普及・啓発
 - ウ 「和食の日」(11月24日)を活用した食文化の継承

< 食育・地産地消推進部会構成団体等の取組 >

- 県栄養士会等による県民への公開講座の開催や特定保健指導による食育活動
- 県医師会等による小中学校での「親子で学ぶ健康教室」の実施
- 県漁連等による短大生を対象とした魚食講習会等の実施
- 食生活改善推進員による高齢世代等を対象とした健康づくりの担い手養成
- 8020運動推進員による歯科保健や「噛ミング30」の普及啓発
- 県歯科医師会による関係者へ高齢期の口腔機能管理必要性による高齢者の食育支援
- 県栄養士会等によるロコモ・フレイル予防啓発研修会の実施
- 県生活研究グループによる食の伝承に係る若手人材育成講座等の開催
- JA女性部等による伝統的な食習慣や家庭の味のレシピ募集と活用

4 生産者と消費者の交流による地産地消の推進

食育を推進する上で、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解が重要であり、「食」と「農林水産業」のつながりを深めることが求められています。

農林漁業体験は、農林水産物の生産現場に対する関心や理解、食生活が自然の恩恵や食に関する人々の様々な活動により成り立つことについての理解を深めるうえで重要です。

体験等を通じた本県農林水産業への理解促進を図るとともに、ホームページやSNS、量販店におけるPR等を通じた消費者への情報発信による、県産農林水産物の認知度向上を図ります。また、積極的に県産農林水産物の情報を発信する県民を地産地消推進サポーターとして登録し、その活動を支援します。

<施策>

- (1) 生産者と消費者の交流の促進
 - ア 農林漁業に関する体験機会の提供
 - イ 学校等における農林水産業体験学習の実施と活動支援
- (2) 地産地消の推進
 - ア 学校給食等での県産農林水産物活用促進のための生産・供給体制づくり支援
 - イ SNS等を活用した「県産農林水産物」や「郷土料理」等に関する情報発信
- (3) 地産地消を応援する者の確保と活動への支援
 - ア 「かごしま地産地消推進店」の登録と情報発信
 - イ 「地産地消推進サポーター」の登録と情報発信
 - ウ 県産農林水産物の販売・情報発信拠点の開拓
 - エ 地域農産物を活用した新商品開発や商品改良の支援

<食育・地産地消推進部会構成団体等の取組>

- JA県中央会による県産品のフォトコンテスト等の実施
- 県学校給食会による児童生徒・保護者を対象とした「食のふるさと探検隊」の実施
- 青果市場等による消費者を対象とした、せりや市場内施設の見学等の「青果市場見学ツアー」の実施
- 県漁連・漁協青年部等による魚食普及のための料理教室や出前授業の実施
- 生協コープかごしま等による生産者と消費者の交流会開催や地産地消の売場設置
- 県経済連・JA県中央会・県特産品協会等によるテレビ、ラジオ、SNS等の各種媒体を活用した県産農林水産物等の情報発信
- 県特産品協会等によるふるさと物産展の開催（山形屋）、ECサイト「かごいろ」での県産品の紹介

5 食の安心・安全及び環境に配慮した取組の推進

食の安心・安全に関する様々な情報について、SNS等の様々な媒体や各種イベント、研修会等の多様な手段で提供します。

温室効果ガスの削減や生物多様性の保全，食品ロスの削減など環境負荷軽減の取組への理解醸成と行動変容につながるよう推進を図ります。

<施策>

(1) 食の安心・安全に関する取組の推進

- ア 生産者に対する「かごしまの農林水産物認証制度」等の取組の促進
- イ 消費者を対象としたPR協力店等との連携によるGAP等認証農林水産物のPR
- ウ 啓発用パンフレットや県ホームページ等を活用した消費生活に関する県民への情報提供
- エ 食品関連事業者等を対象とした食の安心・安全セミナーの開催等によるリスクコミュニケーションの推進
- オ 食品表示に関する各種情報受付窓口（食品表示110番）の運営
- カ 食品関連事業者を対象とした食品表示法等の制度の普及・啓発や食品表示状況等の調査・指導

(2) 環境に配慮した取組の推進

- ア 食品ロス削減に対する意識を高めるための情報提供
- イ 農林漁業者による農林水産物の規格外品や未利用部位などの新たな価値への転換，食品寄附や加工・販売等による活用促進
- ウ フードバンク活動を含めた未利用食品等の有効活用のための周知・広報による地域主体の取組促進
- エ 環境との調和に配慮した農業生産活動の取組や消費者への理解の促進
- オ 食品関連事業者等への普及啓発による食品リサイクルの推進

<食育・地産地消推進部会構成団体等の取組>

- 県経済連等によるGAP等の取組推進
- 食の安心・安全推進パートナーによるリスクコミュニケーションに関する研修会等の実施
- 県地域女性団体連絡協議会による会員への食品ロス問題等についての啓発活動

V 計画の実現に向けて

1 計画の進行管理

本計画の施策を効果的・効率的に推進する観点から、県の関係部局による庁内連携会議が中心となって進捗状況の把握や評価を実施し、適切な進行管理に努めます。

2 関係者の役割

(1) 県民の役割

ア 県民は、「食」に関する情報等を活用して、自分の食生活を積極的に見直し、食生活指針やかごしま版食事バランスガイド等に沿った健全な食生活の実現に取り組みます。

イ 県民は、「食」に関する各種イベントへの参加や生産者との交流を通し、地産地消の意義と役割への認識を深めるとともに、県産農林水産物やその加工品の特徴・機能性等を理解し、その積極的な活用に取り組みます。

ウ 県民は、学校、保育所や地域等と連携し、家庭での食事を基本に、生涯を通してライフステージに応じた健全な食習慣を身に付けるように努めます。

(2) 地域協議会の役割

ア 地域協議会は、関係機関・団体と連携し、地域住民の健康増進と食生活の質の向上及び地域の農林水産物・加工品の活用促進など、地域の実情に応じた活動について検討・調整し、実践します。

イ 地域協議会は、地域住民に対し、食生活の改善や地域の農林水産物・加工品の特徴、機能性及び活用方法に関する情報提供を行います。

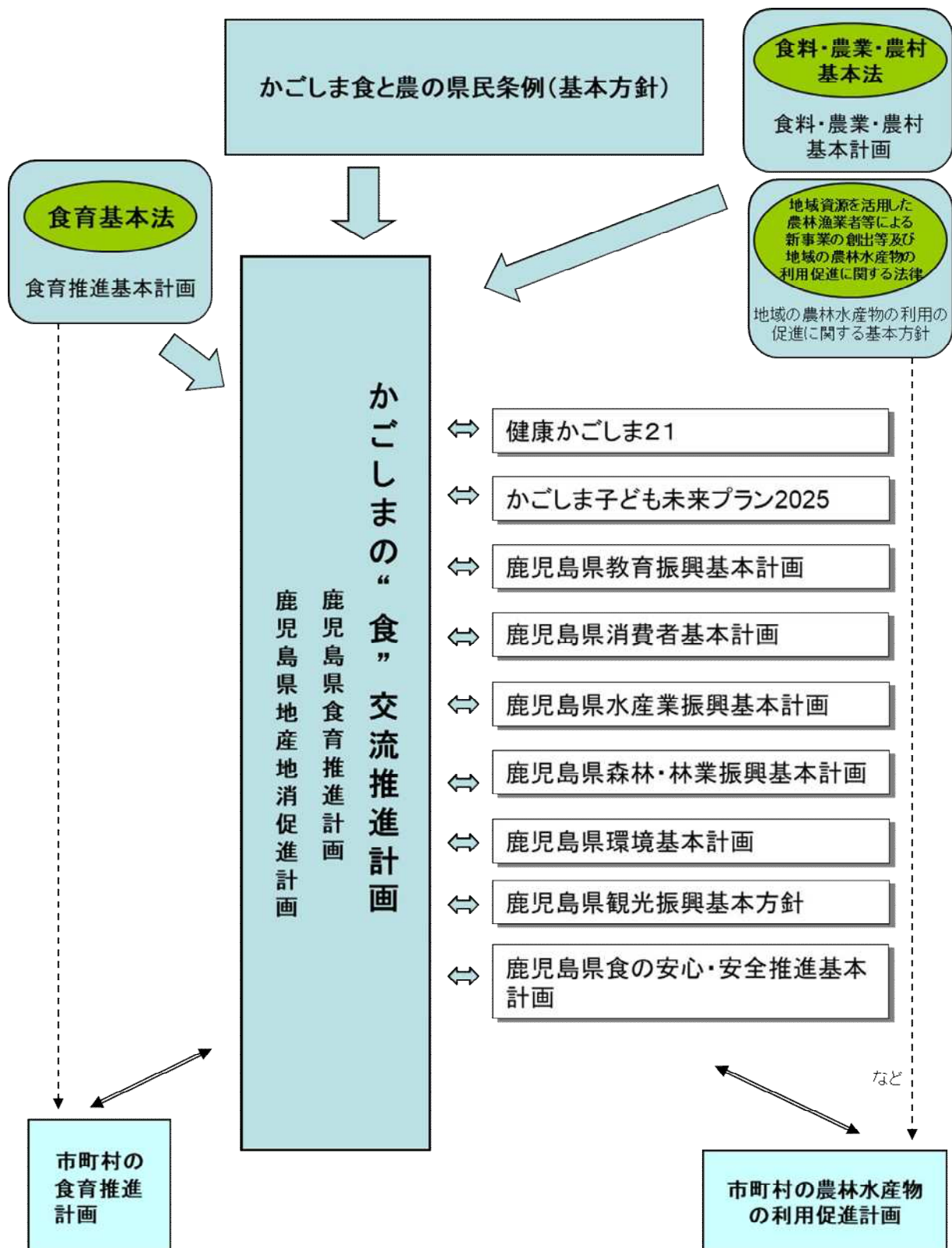
(3) かごしまの“食”交流推進会議の役割

ア 推進会議は、県民に「地産地消を基本とした健全な食生活の実現」を図るための実施方法を明らかにし、お互いに連携を図りながら総合的な施策を展開します。

イ 推進会議は、地域協議会との連携や役割分担を行いながら、食生活指針やかごしま版食事バランスガイド等の普及や県産農林水産物の活用促進に取り組みます。

ウ 推進会議は、関係機関・団体と連携し、各種情報の収集・分析及び提供を行い、この計画の円滑な推進に努めます。

VI 本県の関係計画・指針等との関係



VII 数値目標

各関係者が互いに連携して、計画の推進に取り組み、取組の成果を客観的に把握できるように数値目標を設定します。

項 目	現 状 (令和7年度)	目 標 (令和12年度)
① 栄養バランス等に配慮した食生活を実践する人の割合 〔主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上〕 〔ほぼ毎日食べている人の割合〕	—	50%以上
② 20～30歳代で朝食を5日以上食べる人の割合	62.8% (R6現状)	85%以上 (R11目標)
③ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している人の割合	81.5%	80%以上
④ 意識して県産農林水産物を購入する人の割合	77.1%	90%以上
⑤ 学校給食における地場産物(重量ベース)の利用割合	61.2% (R6現状)	70%以上 (R11目標)
⑥ かがしま地産地消推進店の登録数	875店	915店以上

資料：①，③，④県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室実施のアンケート調査

②県厚生連健康管理センター実施の職場健診アンケート

⑤県教育庁保健体育課調査

⑥県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室調査

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推

進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大

臣が指定する者

- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

- 第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

- 第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。
- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

- 第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。
- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び
地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）
〔六次産業化・地産地消法〕

最終改正：令和 7 年 10 月 1 日法律第 69 号

目次

前文

第一章 総則（第一条）

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

第一節 総則（第二条・第三条）

第二節 基本方針（第四条）

第三節 農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策（第五条－第十七条）

第四節 雑則（第十八条－第二十三条）

第五節 罰則（第二十四条）

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則（第二十五条－第三十九条）

第二節 基本方針等（第四十条・第四十一条）

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策（第四十二条－第五十条）

附則

《以下、抜粋》

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則

（定義）

第二十五条 この章において「地域の農林水産物の利用」とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。以下この章において同じ。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。）及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

（生産者と消費者との結びつきの強化）

第二十六条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。

（地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化）

第二十七条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用するこ

と等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

第二十八条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水産物を消費することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物を入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。

(食育との一体的な推進)

第二十九条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

(都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進)

第三十条 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

(食料自給率の向上への寄与)

第三十一条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

(環境への負荷の低減への寄与)

第三十二条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつ

つ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

（国の責務）

第三十四条 国は、第二十六条から前条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（生産者等の努力）

第三十六条 農林水産物の生産者及びその組織する団体（以下この章において「生産者等」という。）は、基本理念にのっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（消費者の努力）

第三十八条 消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第三十九条 政府は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地域の農林水産物の利用の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が行う地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関し、必要な支援を行うことができる。

第二節 基本方針等

（基本方針）

第四十条 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
- 二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項

三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項

四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事

- 3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県及び市町村の促進計画)

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

(地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備)

第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所（農林水産物及びその加工品（以下この章において「農林水産物等」という。）をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進)

第四十三条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業（食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。）等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者（以下この章において「食品関連事業者」という。）その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保)

第四十五条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等)

第四十六条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動(学校等において行われる実習を含む。)の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第四十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識経験を有する者、地域の農林水産物の利用に取り組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等の地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地域の農林水産物の利用に取り組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第四十八条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第四十九条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地域の農林水産物の利用の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の連携等)

第五十条 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係行政機関相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

「かごしま食と農の県民条例」に基づく基本方針（抜粋）

第2 本県の食，農業及び農村の振興に関し総合的かつ計画的に推進する施策（抜粋）

2 食育及び地産地消に関する施策

県民が，本県ならではの新鮮で安心・安全な農畜産物を活用した健全な食生活を実現するためには，生涯にわたるそれぞれの世代に応じた食育や，地産地消の取組の拡大により，食や農業への県民の理解を醸成し，行動変容を促す必要があります。

施策の基本方向

- 県や関係機関・団体等における食育推進体制の更なる充実や，食育の推進を担う人材の育成を図り，幅広い世代の健全な食生活の実現に向けた食育活動を推進します。
- 学校給食での地場産物等の活用を促進し，また，県内の飲食店やホテル，病院，福祉施設などとの連携を通じて，県内産農畜産物の利用拡大を図ることにより，地産地消を推進します。
- 生産者組織並びに地元量販店及び農産物直売所との連携を促進するとともに，県内産農畜産物の安定的かつ円滑な県内流通を可能にする体制づくりを推進します。

かごしまの“食”交流推進会議設置要領

(目的)

第1条 県民の地産地消を基本とする健康で豊かな食生活の普及・定着及び食の安心・安全の確保に関する施策の検討を行い、かごしまの“食”の振興に資する。

(名称)

第2条 この会の名称は、かごしまの“食”交流推進会議（以下「会議」という。）とする。

(構成)

第3条 会議は、次項に定めるもののほか、次に掲げるものをもって構成する。

鹿児島県知事

鹿児島県農業協同組合中央会会長

鹿児島県漁業協同組合連合会代表理事会長

公益社団法人鹿児島県医師会会長

公益社団法人鹿児島県歯科医師会会長

公益社団法人鹿児島県食品衛生協会会長

公益社団法人鹿児島県観光連盟副会長

鹿児島県PTA連合会会長

鹿児島市中央卸売市場青果市場連絡協議会会長

2 前項のもの以外に、学識経験等を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 委嘱する会員の任期は、委嘱した日からかごしまの“食”交流推進計画の計画期間満了日までとし、再任を妨げない。

4 補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長は、知事をもって充てる。

6 会長に事故ある時は、会長が指名する者が、その職務を代理する。

(協議事項)

第4条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 食育及び地産地消の施策に関すること。

(2) 食の安心・安全の確保の施策に関すること。

(3) その他本会の目的達成に必要なこと。

(会議)

第5条 会議は会長が召集し、議長は会長があたる。

2 会議は原則として年1回以上開催するものとする。

3 会長は、必要に応じて会員以外の者に出席を求めることができる。

(部会等)

第6条 会議に、必要に応じ施策を検討・推進する部会等をおくことができる。

2 部会等の運営等については、別途部会等毎に定める。

3 部会等は会議の協議事項について専門的立場から検討を行い、会議の方針に沿って効果的かつ効率的な施策の推進を図る。

4 部会等の代表者は会長の求めに応じて会議に出席し、部会等の検討・推進する事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(庶務)

第7条 会議の事務を処理するため、県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年 5月28日より適用する。

この要領は、平成24年 5月 2日より適用する。

この要領は、平成25年 5月10日より適用する。

この要領は、平成28年 4月25日より適用する。

この要領は、令和 5年 4月 1日より適用する。

食生活指針

1 食事を楽しみましょう。

- ◎毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。
- ◎おいしい食事を、味わいながらゆっくりよく噛んで食べましょう。
- ◎家族の団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加しましょう。

2 1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。

- ◎朝食で、いきいきした1日を始めましょう。
- ◎夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。
- ◎飲酒はほどほどにしましょう。

3 適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。

- ◎普段から体重を量り、食事量に気をつけましょう。
- ◎普段から、意識して身体を動かすようにしましょう。
- ◎無理な減量はやめましょう。
- ◎特に若年女性のやせ、高齢者の低栄養にも気をつけましょう。

4 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

- ◎多様な食品を組み合わせてみましょう。
- ◎調理方法が偏らないようにしましょう。
- ◎手作りとお食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。

5 ごはんなどの穀類をしっかりと。

- ◎穀類を毎食とって、糖質からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう。
- ◎日本の気候・風土に適している米などの穀類を利用しましょう。

6 野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組みあわせて。

- ◎たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。
- ◎牛乳・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう。

7 食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。

- ◎食塩の多い食品や料理を控えめにしましょう。食塩摂取量の目標値は、男性で1日8g未満、女性で7g未満とされています。
- ◎動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう。
- ◎栄養成分表示を見て、食品や外食を選ぶ習慣を身につけましょう。

8 日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。

- ◎「和食」をはじめとした日本の食文化を大切にして、日々の食生活に活かしましょう。
- ◎地域の産物や旬の素材を使うとともに、行事食を取り入れながら、自然の恵みや四季の変化を楽しみましょう。
- ◎食材に関する知識や料理技術を身につけましょう。
- ◎地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法を伝えていきましょう。

9 食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。

- ◎まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスを減らしましょう。
- ◎調理や保存を上手にして、食べ残しの少ない適量を心がけましょう。
- ◎賞味期限や消費期限を考えて利用しましょう。

10 「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみよう。

- ◎子どものころから、食生活を大切にしましょう。
- ◎家庭や学校、地域で、食品の安全性を含めた「食」に関する知識や理解を深め、望ましい習慣を身につけましょう。
- ◎家族や仲間と、食生活を考えたり、話し合ったりしてみましょう。
- ◎自分たちの健康目標をつくり、よりよい食生活を目指しましょう。

(平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省の3省が共同して策定)
(平成28年6月、一部改正)

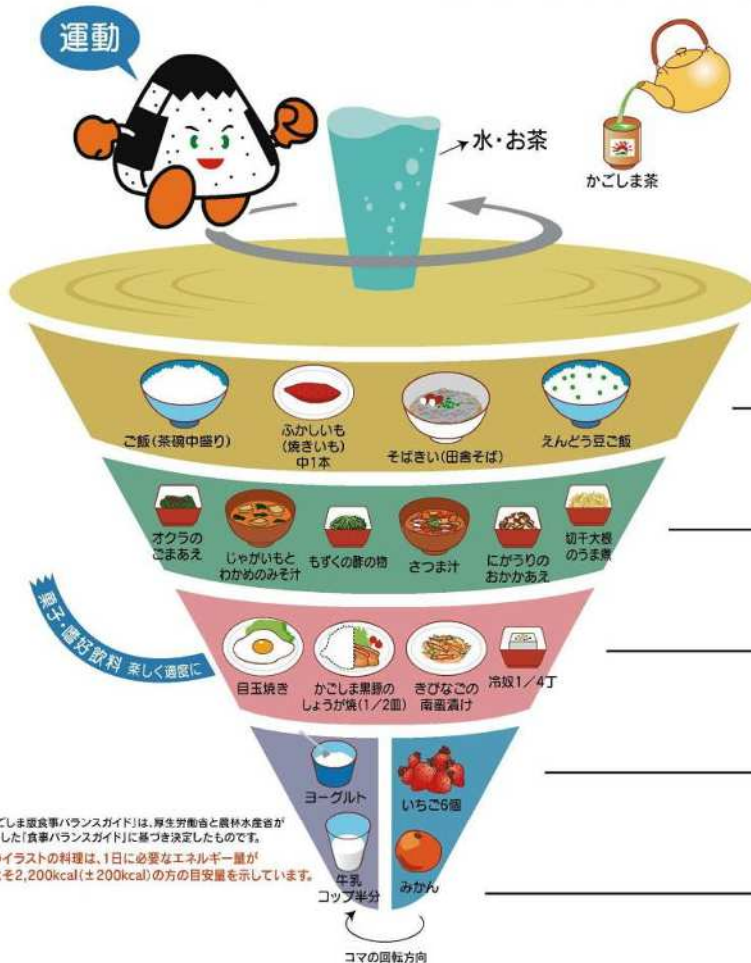
かごしま版



©鹿児島県ぐりぶー

食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？



よくかんで
楽しく食事を
噛ミング30 (カミングサンマル)
~ひとくち30回以上噛みましょう~

- 1 日 分
- 5-7 主食 (ごはん、パン、麺)
つ(SV) ごはん(中盛り)だったら4杯程度
- 5-6 副菜 (野菜、きのこ、いも、海藻料理)
つ(SV) 野菜料理5皿程度
- 3-5 主菜 (肉、魚、卵、大豆料理)
つ(SV) 肉、魚、卵、大豆料理から3皿程度
- 2 牛乳・乳製品
つ(SV) 牛乳だったら1本程度
- 2 果物
つ(SV) みかんだったら2個程度

「かごしま版食事バランスガイド」は、厚生労働省と農林水産省が決定した「食事バランスガイド」に基づき決定したものです。このイラストの料理は、1日に必要なエネルギー量がおよそ2,200kcal(±200kcal)の方の目安量を示しています。

自分の適量をチェックしよう!!

性別	エネルギー	主食 [つ(SV)]	副菜 [つ(SV)]	主菜 [つ(SV)]	牛乳・乳製品 [つ(SV)]	果物 [つ(SV)]	
男性	6~9歳	1400~2000kcal	4~5	5~6	3~4	2 ※	2
	70歳以上	2200kcal [±200kcal] 基本形	5~7	5~6	3~5	2 ※	2
	10~11歳	2400~3000kcal	6~8	6~7	4~6	2~3 ※	2~3
	12~69歳						
女性	6~11歳						2
	70歳以上						2
							12~69歳

①活動量 低い ②活動量 ふつう以上

□活動量の見方 「低い」:1日中座っていることがほとんど 「ふつう」:座り仕事を中心だが、歩行・軽いスポーツ等を5時間程度は行う。さらに強い運動や労働を行っている人は、適宜調整が必要です。
※学校給食を含めた子ども向け摂取目安について…成長期に特に必要なカルシウムを十分にとるためにも、牛乳・乳製品の適量は少し幅を持たせて1日2~3つ(SV)、「基本形」よりもエネルギー量が多い場合は、4つ(SV)程度までを目安にするのが適当です。



かごしま 生き生き食の日

毎月第3
土曜日

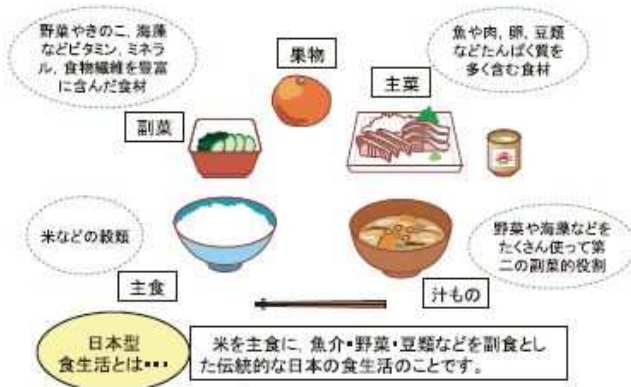
～ かごしまの食で健康で豊かな食生活を～

旬の食材を味わいみんなで
食事を楽しみましょう

地域の農林水産業や郷土料理に親しみ、
豊かな食文化を伝えましょう



「かごしま版食事バランスガイド」を参考に、
料理の組合せを考えて、バランスのよい食事を心掛けましょう



「かごしま生き生き食の日」とは
自らの健康や食生活をかえりみ、それぞれの家庭や地域で、本県の農林水産業や食文化を生かした食育や地産地消に取り組む日のことです。

<鹿児島県・かごしまの“食”交流推進会議>

かごしまの味 ~伝えたい、広めたい、郷土の“食”~

鹿児島県全域・郷土料理

◎主食(ご飯もの)



からいもご飯^{はん}

「からいも」は「さつまいも」のこと。ほくほくとしたさつまいもの甘味とごはんとの相性がよい。

画像提供:鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会



さつますもじ

「すもじ」とは、宮中の女房言葉で「すし」のことである。春の祝い行事、特に桃の節句には必ず作られるごちそう。【他の呼び方】ばらずし、混ぜずし、ちらしずし

画像提供:(公社)全国学校栄養士協議会



酒ずし

4~5月にかけて出盛りの魚介類(桜鯛・海老)と山の幸(つわ、竹の子、木の芽など)を贅沢に使い、酢を使わず地酒をたっぷり使って発酵させた、豪華な押しずし。

画像提供:鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会

◎主菜・副菜(おかず)



がね

野菜を太めのせん切りにして、衣と混ぜ合わせて揚げた形が、「かに」に似ていることから、鹿児島弁の「かに」=「がね」と呼ばれている。

画像提供:NPO法人 霧島食育研究会



つけあげ

季節ごとに獲れる魚のすり身を成型し揚げた料理。【他の呼び方】さつまあげ、つっきゃげ

画像提供:鹿児島県学校栄養士協議会

◎主菜・副菜(おかず)汁もの



さつまつ汁^{じる}

鶏肉が入った具だくさんみそ汁。闘鶏で負けた鶏をみそ汁にしたのが始まりといわれる。

画像提供:鹿児島県学校栄養士協議会



豚汁^{ぶた じる}

豚肉と野菜類を煮込んで味噌で調味する。豚肉から出る脂が汁の表面を覆い、冷めにくいのが特徴。

画像提供:NPO法人 霧島食育研究会



へちま汁^{じる}

へちまは鹿児島で古くから食べられてきた夏野菜。お盆の精進料理としても出される。

画像提供:NPO法人 霧島食育研究会



きびなごの刺身^{さしみ}

新鮮なきびなごを手開きにした刺身。菊の花のように盛りつける。酢みそで食べるのが特徴。【他の呼び方】きびなごの菊花盛り

画像提供:鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会



鳥刺し^{とり さ}

鶏肉を「生」のまま刺身で食べる鹿児島の独特の食文化。おろしたしょうがやんにくを添え、しょうゆでいただく。



豚骨^{とん こつ}

ぶつ切りにした豚の骨つきあばら肉を、大根やこんにゃくといっしょにやわらかく煮た料理。

画像提供:今村学園ライセンスアカデミー

鹿児島県全域・郷土菓子



あくまき

端午の節句に作られる。灰汁(あくじり)に餅米を一晩漬けて汁を切り、孟宗竹(もうそうちく)の竹の皮で包み、水に少しの灰汁を加え3~4時間煮る。

画像提供:鹿児島県学校栄養士協議会



かるかん

鹿児島の素朴な銘菓。かるかん粉(米の粉のあらびき)と山芋を使った蒸し菓子。中にあんを入れると「かるかんまんじゅう」になる。 画像提供:(公社)全国学校栄養士協議会



げたんは

黒砂糖と小麦粉を焼いて三角に切った焼菓子。「下駄の歯」を意味する「げたんは」に似ていることから名付けられた。「横川菓子」「三角」とも呼ばれていた。

画像提供:鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会



からいもねったぼ

つきたての餅に、蒸したさつまいもを加え、芋をつぶすようにつき混ぜる餅菓子。【他の呼び方】からいもねーぼ

画像提供:NPO法人 霧島食育研究会

鹿児島県全域・郷土菓子



もち じゃんぼ餅

「両棒餅」「ちゃんぼ餅」とも書く。お餅に二本の竹串が末広がりにならせてあることからこう呼ばれる。砂糖、うすくちしょうゆ、かたくり粉等で作った甘辛いたれをかけて食べる。

画像提供:鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会



しろくま 白熊

鹿児島発祥の水菓。かき氷の上に加糖練乳をかけ、缶詰などの果物を盛り付け、その上に小豆かんをのせたものが本来の姿。画像提供:(公社)鹿児島県観光連盟



がし ふくれ菓子

小麦粉、重曹、(黒)砂糖を混ぜて蒸す。よもぎやかぼちゃなど地域の食材を加えたり、サネン(月桃)の葉を敷いて蒸し、香りを楽しむ地域もある。【他の呼び方】ソーダ菓子

画像提供:鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会

奄美地域・郷土料理



あぶら 油ゾーメン

固めにゆでたそうめんを野菜、油と出汁をからめて味付ける。

画像提供:鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会



けい はん 鶏飯

ご飯に具材と鶏がらスープをかけた奄美のもてなし料理。本土から奄美大島に砂糖の取り立てで渡ってくる役人の気持ちをやわらげるため、用意した料理といわれている。



さん こん 三献

奄美地域で正月や祝日などハレの席の儀礼食。一の膳は餅の吸い物、二の膳は刺身、三の膳は豚の吸い物となっており、それぞれの膳の間に焼酎が振る舞われる。



ぱぱや 漬け

お茶うけや常備菜に作られる。奄美地域で青パパイヤは野菜として漬物や炒め物に使われている。



ぶたほね やさい 豚骨野菜

大きく切った島豚とツブブキ、昆布、大根、人参、コシヤマン(在来種の山芋)などを煮込んだもの。【別な呼び方】ウアンフィネヤッセ



ぶた 豚みそ

豚肉と島味噌を主な材料とし、混ぜ合わせたもの。ご飯のおともにも。

画像提供:鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会



みずか じる Mizuikaのマダ汁

Mizuikaは胴長40cmに達する比較的大型のイカで、Mizuikaの黒袋(マダ)から墨汁をしぼり、だし汁に味噌、湯通ししたイカを加えひと煮たちしたあと墨汁を入れる。

奄美地域・郷土菓子



かしゃもち

よもぎと餅を合わせ、カシャ(クマタケラン)の葉に包んで蒸していただく。【他の呼び方】ふつつもち

画像提供:鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会



こく とう 黒糖

さとうきびを搾汁し、直火釜で煮詰めるという昔ながらの手作り製法を守っている。特有の風味があり、香り高いのが特徴【他の呼び方】黒砂糖



みき

奄美に伝わる米の粉やさつまいもを用いた飲み物。普段から飲まれているほか、高祖祭には赤飯や煮物と共に供える。

画像提供:鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会

かごしまの“食”交流推進計画（第5次）

令和8年3月

鹿児島県農政部農政課
かごしまの食輸出・ブランド戦略室

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL099-286-3194
FAX099-286-5587